



鳥取県公報

平成 27 年 5 月 15 日 (金)
号外第 57 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 条 例	鳥取県税条例の一部を改正する条例 (28) (税務課)	3
-------	---------------------------------------	---

=====公布された条例のあらまし=====

◇鳥取県税条例の一部改正について

1 条例の改正理由

道路運送法施行規則の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 自動車税の課税免除について定めた規定中引用する道路運送法施行規則の条項及び用語を改める。
- (2) 施行期日は、公布日とする。

条 例

鳥取県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年 5 月 15 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第28号

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（自動車税の課税免除）</p> <p>第137条 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、自動車税を課さない。ただし、第4号から第11号までに規定する自動車にあつては、知事の承認を受けたものに限る。</p> <p>（1）～（10） 略</p> <p>（11） 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域<u>その他の交通が著しく不便な地域</u>における生活において必要な交通の確保のために県又は市町村が交付する補助金を受けて道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）<u>第49条第1項第2号</u>に規定する<u>公共交通空白地有償運送</u>を行う特定非営利活動法人が所有する自動車専ら当該公共交通空白地有償運送の用に供するもの</p>	<p>（自動車税の課税免除）</p> <p>第137条 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、自動車税を課さない。ただし、第4号から第11号までに規定する自動車にあつては、知事の承認を受けたものに限る。</p> <p>（1）～（10） 略</p> <p>（11） 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域<u>その他これに類する地域</u>における生活において必要な交通の確保のために県又は市町村が交付する補助金を受けて道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）<u>第49条第2号</u>に規定する過疎地有償運送を行う特定非営利活動法人が所有する自動車専ら当該過疎地有償運送の用に供するもの</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。